

「麻しん」「風しん」の 予防接種が変わりました！

6月2日付けで予防接種法施行令の一部改正に伴い、「麻しん」「風しん」の予防接種において使用できるワクチンと対象者について変更がありました。

☆第1期、第2期とも原則として麻しんおよび風しん混合ワクチンを使用します。

◆問い合わせ先

市健康増進課（谷和原保健福祉センター内）
☎ 25・2100（予防接種担当）

7歳	平成18年度対象者 平成12.4.2生まれ ～平成13.4.1生まれ	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	予防接種を受ける ときの年齢
第2期			第1期				
接種時期 平成19年3月31日まで	平成18年度の第2期対象者には、 予診票を郵送します。	麻しんおよび風しん混合ワクチンの予防接種第2期を受けましょう。 ※特に希望される場合は、麻しん単抗原予防接種・風しん単抗原予防接種を受けることができます。		1歳のお誕生日のころに、 予診票を郵送します。		麻しんおよび風しん混合ワクチンの予防接種第1期を 早めに受けましょう。 ※特に希望される場合は、麻しん単抗原予防接種・風しん単抗原予防接種を受けることができます。	麻しん・風しんの予防接種を どちらも受けていない。か つ、麻しん・風しんどちら にも罹患したことがない。
		●罹患していない方の予防接種（麻しん単抗原予防接種・風疹単抗原予防接種のどちらか）を受けましょう。 ○両方に罹患した方は、第2期の対象にはなりません。		●罹患していない方の予防接種（麻しん単抗原予防接種・風疹単抗原予防接種のどちらか）を受けましょう。 ○両方に罹患した方は、第1期の対象にはなりません。		麻しんまたは風しんどちらかの予防接種を受けたことがある。かつ、麻しん・風しんに罹患したことがない。	●麻しん風しんのどちらかに罹患したことがある。 ○麻しん・風しん両方に罹患したことがある。